

ここがポイント! 医師の働き方改革

~2024年4月に向けた準備ガイド~



岡山県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー
社会保険労務士
佐田 俊彦

本日お話しする内容

- 医師の労働時間を把握できていますか？
- 医師の労働時間に関するルールを定めていますか？
- 医師の副業・兼業先の労働時間を把握できていますか？
- 医師の当直の「宿日直許可」を受けていますか？
- 自院に適切な特例水準の検討はできていますか？
- 医師に対する面接指導の実施準備を進めましょう。
- 勤務間インターバル・代償休息の実施準備を進めましょう。
- 2024年4月から医療機関の36協定が変わります。
- 2024年4月からの医療監視(立入調査)について

ご不明な点やご相談がありましたら、
岡山県医療勤務環境改善支援センターへ
お気軽にお電話ください。
岡山県医師会館内 電話:086-225-5111

医師の働き方改革手続きガイド

2023年4月発行

医療機関の管理者・事務部門のみなさまへ

医師の働き方改革
2024年4月までの
手続きガイド

このパンフレットは、医師の働き方改革を進めるための新しいルールが2024年4月から始まるのに向けて、医療機関がそれまで行っておく必要のある手続きや、制度の仕組みをわかりやすくまとめたものです。

ぜひ、医療機関内で制度に向けた準備を進める上での参考としてご活用ください。

厚労省から「手続きガイド」が公表されていますので、ぜひ参考になさってください。「いきサポ」で検索し、トップページの上にある「医師の働き方改革の制度解説・最新情報」のタブをクリックするとダウンロードページに移動できます。



医師の労働時間を把握できていますか？



勤務医や職員の労働時間を適切に管理し、安全や健康に配慮することは、管理者の法的な責務です。

- ・労働時間とは、「労働者が使用者の指揮命令下におかれている時間」のことを言います。(黙示の指示を含む)
- ・医療機関の管理者には医師の勤務実態を把握することが求められます。まず、在院時間を把握します。次にその中身を具体的に検討し、労働時間とそうでないものに仕分けする作業を行います。
- ・労働時間管理の原則として、管理者が自ら現認する、タイムカードやICカード、パソコン等の客観的記録で確認する等の方法を用いてください。
- ・やむを得ない場合、自己申告による管理も可能ですが、時間外の事前申請・承認等の制度を整備するなど、申告内容と勤務実態との間にギャップが生じないよう管理することが求められます。



医師の労働時間に関するルールを定めていますか？



医師の研鑽など労働時間に該当するものとしないものを明確化し、院内で周知・共有することが求められます。

労働基準局通達「**医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について**」の内容を要約すると以下のようになります。

- ・所定労働時間内においては、すべて労働時間に該当する。
- ・所定労働時間外に行う医師の研鑽は、原則、労働時間に該当しない。ただし、**上司の指示**により行われる研鑽は、**所定労働時間外**であっても、**労働時間に該当する**。
- ・自らの意思で研鑽を行う医師は、上司に申し出を行い、その上司は、次の確認をすること。
 - ・本来業務及び本来業務に不可欠な準備・後処理に該当しないこと
 - ・当該研鑽を行わないことについて制裁等の不利益はないこと
 - ・上司として当該研鑽を行うよう指示していないこと
- ・労働時間該当性を明確化するための手続きは、書面などで記録し、3年間保管することが望ましい。

医師の労働時間に関するルールを定めていますか？

ガイドライン等の書面を作成し、院内で周知・共有することが求められます。

労働時間に該当するもの	労働時間に該当しないもの
A 診療に関するもの	A 休憩・休息
1 病棟回診	1 食事
2 予定手術の延長、緊急手術	2 睡眠
3 チャーティング	3 外出
4 サマリー作成	4 インターネットの閲覧
5 外来の準備	B 自己研鑽
6 オーダーチェック	1 自己学習
7 診療上必要不可欠な情報収集	2 症例見学
B 会議・打合せ	3 参加任意の勉強会・カンファレンス
1 必須出席者である会議・委員会	C 研究・講演その他
2 参加必須の勉強会・カンファレンス	1 上長の命令に基づかない学会発表の準備
C 研究・講演その他	2 上長の命令に基づかない外部講演等の準備
1 上長の命令に基づく学会発表の準備	3 上長の命令に基づかない研究活動・論文執筆
2 上長の命令に基づく外部講演等の準備	
3 上長の命令に基づく研究活動・論文執筆	

医師の副業・兼業先の労働時間を把握できていますか？



労働基準法第38条第1項により、複数の事業場における労働時間は通算して管理する必要があります。

医師の副業・兼業には、次のパターンがあるとされています。

- ・主たる勤務先からの応援(指示)によるもの。

<対応方法>

主たる勤務先は、応援先における勤務を含めて、適切なシフトを組むとともに、主たる勤務先、応援先の労働時間の上限を医師との話し合い等により設定しておく。

- ・医師個人の希望に基づくもの。

<対応方法>

本人からの自己申告によって管理する。

- ・どちらの場合も、副業・兼業先で時間外が発生した場合は、その都度自己申告によって管理する。

医師の当直の「宿日直許可」を受けていますか？



「寝当直」であっても、労働時間として扱わない取り扱いをするためには、労働基準監督署長の許可が必要です。

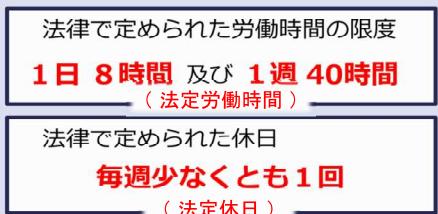
- ・宿日直許可があれば、対象時間は、労働時間や休憩に関する法的規制が適用されません。(許可がなくても当直はできます。)
- ・医師の当直が「**少数・軽度・短時間の診療や指示出し**」程度の勤務実態であれば、宿日直許可を受けることは可能です。
- ・医師が副業・兼業先で当直勤務をしている場合、**副業・兼業先に宿日直許可があれば労働時間として通算する必要はありません**。
- ・宿日直許可制度をよく理解した上で、許可申請に取り組むかを検討していただき、取り組む際は、勤改センターの「**宿日直許可申請の伴走型サポート**」をご利用ください。アドバイザーが、相談から申請まで、労働局や監督署と連携してサポートいたします。

自院に適切な特例水準の検討はできていますか？



2024年4月から、医師の時間外・休日労働の上限は、原則として年960時間以下／月100時間未満(例外あり)となり、これを超える特例水準の適用には要件があります。

労働時間・休日に関する原則

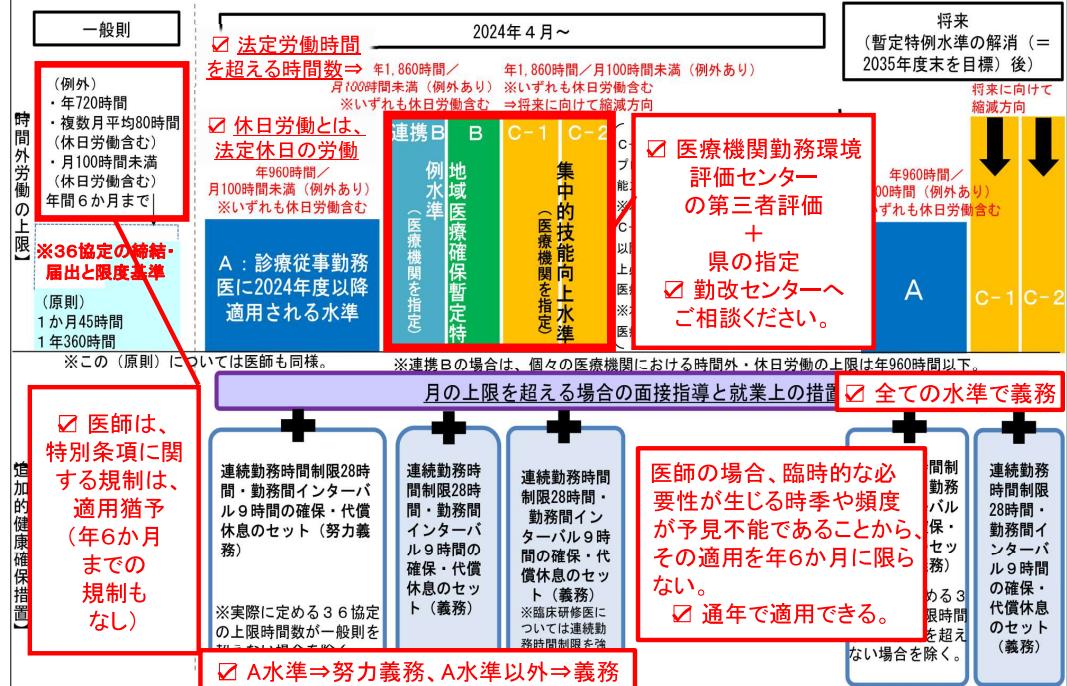


これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

勤務実態を把握した上で適切に締結することが求められます。

- ・36協定を締結する場合でも、月45時間、年360時間の「限度基準」が定められています。(医師も適用)
- ・限度基準を超えて時間外労働を行わなければならない場合は、「特別条項付36協定」を締結することも可能ですが、年720時間、複数月平均80時間、月100時間未満の上限規制が定められています。(医師は2024年4月まで適用猶予)

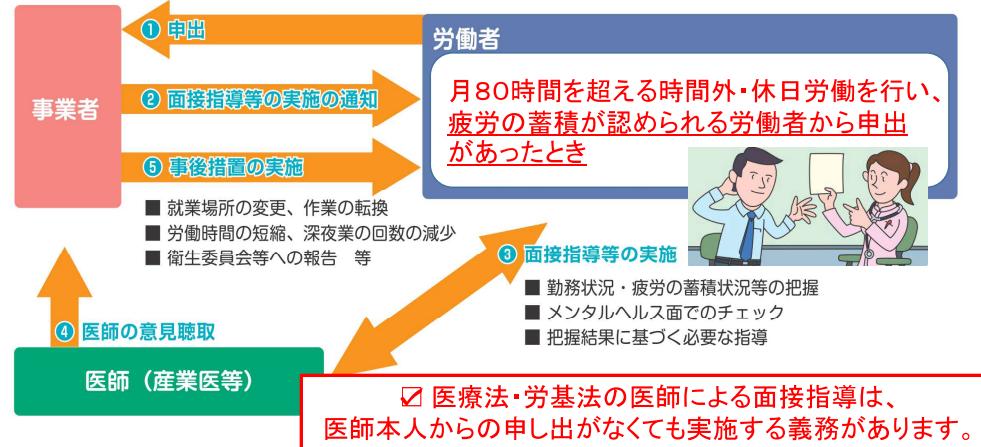
自院に適切な特例水準の検討はできていますか？



医師に対する面接指導の実施準備を進めましょう。

- ・従来行われてきた労働安全衛生法(安衛法)に基づく面接指導について、医療法および労働基準法に基づく面接指導が管理者によって実施され、その結果の書面が医療機関の事業者に提出されれば、改めて行う必要はありません。

< 労働安全衛生法による医師による面接指導 >



医師に対する面接指導の実施準備を進めましょう。

- ・医師が副業・兼業を行っている場合、自院と副業・兼業先の労働時間を通算し、医師による面接指導を実施する必要があります。

- ・面接指導を行う義務は、その医師が勤務している全ての医療機関に発生します。

- ・医師が勤務している医療機関の1つで面接指導を受けた場合、他の医療機関に面接指導の結果を証する書面を提出することで、提出を受けた医療機関でも面接指導を実施したことになります。



勤務間インターバル・代償休憩の実施準備を進めましょう。



2024年4月から、医師について勤務間インターバルや代償休憩の確保が求められます。(A水準は努力義務です。)

通常の日勤及び宿日直許可のある宿日直に従事する場合

- ① 始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間 15時間の連続勤務時間制限

宿日直許可のない宿日直に従事する場合

- ② 始業から46時間以内に18時間の連続した休息時間 28時間の連続勤務時間制限

確実に休息を確保する観点から、9時間又は18時間の連続した休息時間は、事前に勤務シフト等で予定されたものであることが原則です。

この制度を実施する上で知っておく必要のある基本ルールについて説明します。

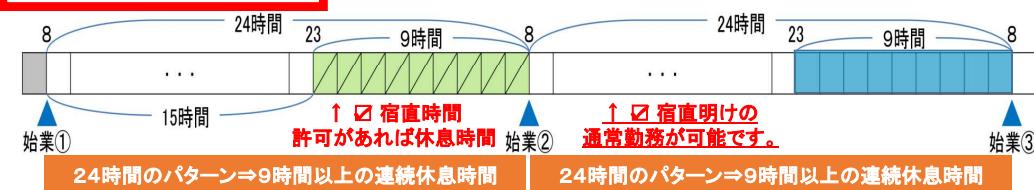
勤務間インターバル・代償休憩の実施準備を進めましょう。

図1:通常の日勤



24時間のパターン⇒9時間以上の連続休憩時間

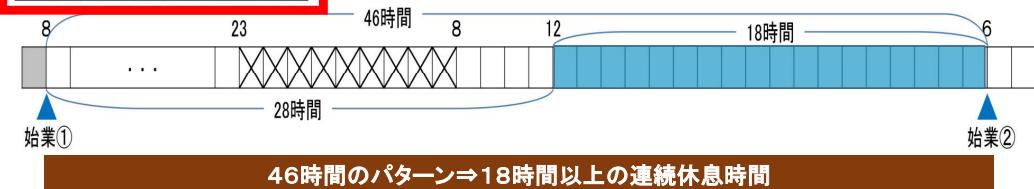
図2:宿日直許可のある宿日直に従事する場合



24時間のパターン⇒9時間以上の連続休憩時間

↑宿直明けの通常勤務が可能です。

図3:宿日直許可のない宿日直に従事する場合



46時間のパターン⇒18時間以上の連続休憩時間

勤務間インターバル・代償休息の実施準備を進めましょう。

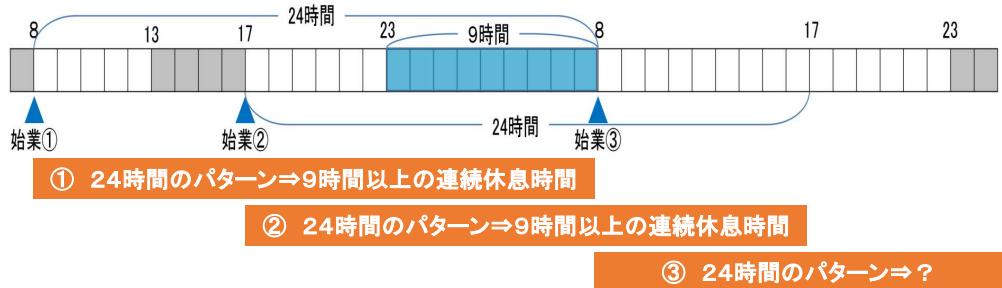
「始業」の考え方

連続勤務時間制限の起点となる「始業」は、事前に勤務シフト等で予定された労働の開始時とする。

例えば、1日の間に短時間の休息と労働が繰り返されることが予定されている場合は、それぞれの労働の開始が「始業」扱いとなる。



予定の各始業を起点に24時間のパターンをあて、それぞれに9時間の連続した休息時間があるようにシフトを組みます。



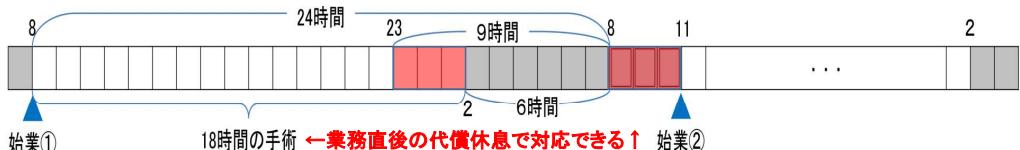
勤務間インターバル・代償休息の実施準備を進めましょう。

<代償休息のルール>

- 連続した休息時間中にやむを得ない理由により発生した労働に従事した場合は、当該労働時間に相当する時間の代償休息を事後的に付与しなければなりません。
- 代償休息は、発生の都度、時間単位での休息をなるべく早く付与することが求められますが、付与期限は、代償休息を生じさせる勤務が発生した日の属する月の翌月末です。
- 代償休息の付与は、所定労働時間中に「時間休」として与える、「休息時間」を延長する等の方法によって行います。
- 代償休息を付与することを前提とした運用(シフトに組み込む等)は、原則として認められません。
- 代償休息は、有給での付与が義務付けられるものではありません。労使で話し合いを行い、院内ルールを明確化しておくことが望ましいとされています。

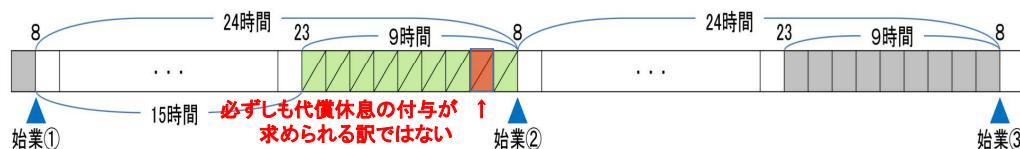
勤務間インターバル・代償休息の実施準備を進めましょう。

- 長時間の手術等、個人が連続して15時間を超える対応が必要な業務が予定されている場合は、代償休息の付与を前提とした運用が認められます。ただし、医師の健康確保の観点から、当該代償休息については、当該業務の終了後速やかに付与することが求められます。



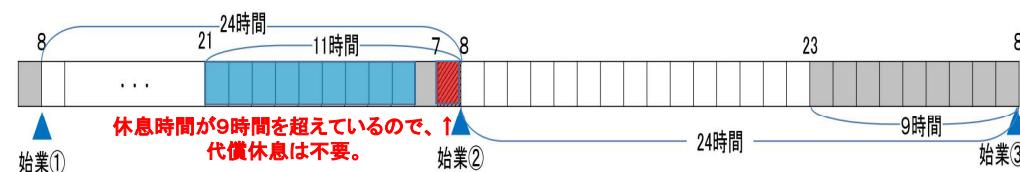
- 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合、宿日直中に労働が発生した場合は、当該労働時間に相当する時間の休息を事後的に付与する配慮義務があります。

図2:宿日直許可のある宿日直に従事する場合

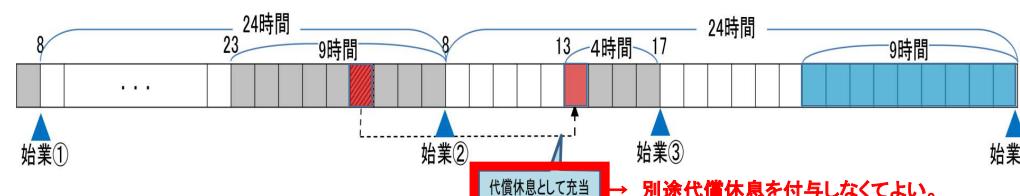


勤務間インターバル・代償休息の実施準備を進めましょう。

- 事前に9時間を超える休息時間を確保した場合において、休息時間のうち9時間の連続した休息時間を超える分の時間については、代償休息を付与する必要はありません。



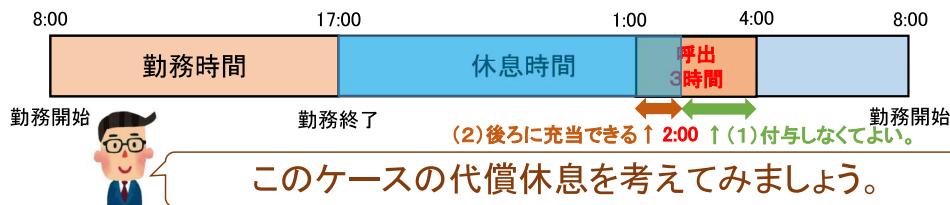
- 予定された9時間の連続した休息時間より後の休息時間は、代償休息の対象となる労働が発生する前にあらかじめ付与することが決まっていたものであっても、代償休息として充当できます。



代償休息として充当 → 別途代償休息を付与しなくてよい。

勤務間インターバル・代償休憩の実施準備を進めましょう。

始業から24時間以内に15時間の連続休息時間が予定されているシフトで、休息時間中に3時間呼出が発生したケース

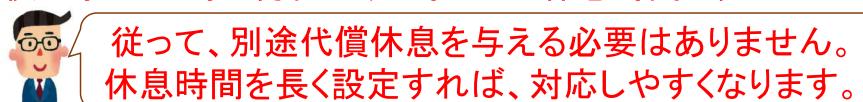


(1) 休息時間の内、9時間の連続した休息時間を超える部分については代償休憩を与える必要はない。

→深夜2時以降の労働は、代償休憩を与える必要がない。

(2) 予定された9時間の連続した休息時間より後の休息時間は、あらかじめ付与することが決まっていたものであっても、代償休憩として充当することができる。

→深夜1時から2時の労働は、4時からの休息時間に充当できる。



勤務間インターバル・代償休憩の実施準備を進めましょう。

② 面接指導の規定例

[規定例]

(医師に対する面接指導)

第○条 本病院の管理者は、本病院において医業に従事する医師のうち、1か月の時間外・休日労働時間が100時間以上と見込まれる者(以下「面接指導対象医師」という。)に対し、次の各号に掲げる時期ごとに、その指定する医師(以下「面接指導実施医師」という。)による面接指導を行うこととし、面接指導対象医師は、当該面接指導を受けなければならない。

① 1ヶ月の時間外・休日労働時間が100時間に達するまでの間

② 1か月の時間外・休日労働時間が100時間以上になった後遅滞なく(時間外・休日労働に関する協定による)、前項の標準に係る業務に従事する医師(以下「被診の看護師が認められない者に限る。」)

2 面接指導対象医師は、前項の面接指導を受けた場合には、面接指導実施医師からその結果を説明する書面の交付を受け、当該書面を本病院に提出するものとする。ただし、当該面接指導対象医師の依頼により、当該面接指導実施医師が本病院の面接指導を辞退して本病院に当該書面を提出した場合は、この限りではない。

3 前2項の規定は、面接指導対象医師が本病院以外の医療機関においても勤務する場合であって、当該医療機関において第1項の面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を説明する書面が本病院及びその管理者に提出されたときは、当該面接指導対象医師については、適用しない。

4 本病院の管理者は、第1項及び前項の面接指導の結果に基づき、面接指導対象医師の健康を保持するため必要な措置について、第1項の面接指導後又は前項の本病院の管理者による書面提出後遅滞なく、面接指導対象医師の意見を聽取るとともに、当該意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導対象医師の実情を考慮して、意見聴取後遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少等の適切な措置を講ずることとする。

5 本病院は、前項の面接指導対象医師の意見を勘案し、前項の措置に加えてその必要があると認めることは、面接指導対象医師の実情を考慮して、意見聴取後遅滞なく、労働時間の短縮、深夜の回数の減少等の措置を講ずるほか、面接指導実施医師の意見の衛生委員会への報告その他の適切な措置を講ずることとする。

6 本病院の管理者は、面接指導対象医師の1か月の時間外・休日労働時間が155時間を超えた場合に遅滞なく、労働時間の短縮のために必要な措置を講ずることとする。



2024年4月から医療機関の36協定が変わります。



2024年4月以降、医療機関が届け出る36協定については以下の事項を定める必要があります。

一般条項の協定項目

時間外・休日労働をさせることができる場合

時間外・休日労働をさせることができる労働者の範囲

対象期間(1年間に限る)

1年の起算日

有効期間

対象期間における

✓ 1日 ✓ 1か月* ✓ 1年*

について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休※原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)の範囲で協定します。

チェックボックスへチェックを入れる必要のある事項

(副業・兼業先での労働時間も合わせて) 時間外・休日労働は、

✓ 1か月: 水準問わず100時間未満*

✓ 1年: A水準 960時間以内/連携B水準、B水準、C水準 1,860時間以内を満たすこと。

*1か月について時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施等上とっても差し支えない。

チェックボックスへチェックを入れる必要のある事項

(副業・兼業先での労働時間も合わせて) 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間以上となる場合の措置*

✓ 1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること

✓ 1か月の時間外・休日労働の合計が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的措置を行うこと

*1か月の時間外・休日労働の合計が、100時間以上、155時間超となることが見込まれない場合には、36協定に本措置に関する定めをする必要はありません。

<新チェックボックス>

- 医師に適用される時間外・休日労働上限規制の確認
- 医師による面接指導と健康確保措置実施義務の確認

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。



臨時的な特別の事情があるため、限度基準を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合には、特別条項として以下の事項を定める必要があります。

特別条項の協定項目

自院で臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における

✓ 1か月の時間外・休日労働の合計時間数*

✓ 1年の時間外・休日労働の合計時間数**

*1 水準問わず、1か月100時間未満の範囲で定めてください。

ただし、36協定に、「1か月の時間外・休日労働の合計が100時間に到達する前に面接指導を実施し、面接指導実施医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な措置を講ずること」を定めた場合、この限りではありません。

**2 A、連携B水準 960時間以内/B、C水準 1,860時間以内の範囲で定めてください。

限度時間を超えて労働させることができる場合

限度時間を超えた労働に係る割増賃金率

限度時間を超えて労働させる場合における手続さ

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康および福祉を確保するための措置

チェックボックスへチェックを入れる必要のある事項

連携B、B、C水準の医師について、以下の措置を行うこと

✓ 1年間の時間外・休日労働の合計時間が960時間を超えることが見込まれる者に対する勤務間インターバルの確保等による休息時間の確保

<新チェックボックス>

- A水準以外適用医師に対する勤務間インターバル・代償休憩確保義務の確認

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。

- ・36協定は、医療機関ごとに延長時間を定めるもので、副業・兼業がある場合でも通算して考える必要はありません。
- ・医師個人については、副業・兼業がある場合、通算した合計時間数が上限の範囲内である必要があります。

	医療機関(36協定) (労働時間の通算無し)	医師個人 (労働時間の通算有り)
A水準(労基則)	年960時間	年960時間
連携B水準(読替省令)	年960時間	年1,860時間
B水準(読替省令)	年1,860時間	年1,860時間
C水準(読替省令)	年1,860時間	年1,860時間

- ・自院または副業・兼業先で特例水準(連携B・B・C水準)が適用される場合、その医師個人には特例水準が適用されます。その場合でも、医療機関は自院の36協定の範囲内でしか時間外・休日労働をさせることはできません。

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。

- ・36協定の記載例: 1枚目(各水準共通)

様式第9号の5 (第70条関係)

事業場(病院、診療所等)ごとに協定してください。		時間外労働 休日労働		労働保険番号・法人番号を記載してください。	
事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)	
医療保健業		医療法人○○○○病院		(平000-0000) ○○市○○町1-2-3	
時間外労働		業務の種類		労働者数 (満18歳以上者)	
① 下記②に該当しない労働者	診察、検査、診断、処置、手術への対応	医師業務	20人	8時間	3時間
② 1年単位の変形労働時間により労働する労働者	診察、検査、診断、処置、手術への対応	医師業務	20人	8時間	3時間
休日労働		業務の種類		労働者数 (満18歳以上者)	
休日労働をさせる必要のある具体的な事由	診察、検査、診断、処置、手術への対応	医師業務	20人	土日祝日	1か月に1回 8:00~18:00
上記で定める時間数にかかるわざ、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(医師に従事する医師に限る)。					
【医師に従事する医師】医師に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、このエクスカウトの規制を適用する場合、休日労働を記載する欄にチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、必ずチェックを入れてください。					
上記で定める時間数にかかるわざ、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(医師に従事する医師)については、このエクスカウトの規制を適用する医師の都合を除むるもの限る。にいては、1,860時間以下でなければならぬこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること)について、必ずチェックを入れてください。					
【医師に従事する医師】このエクスカウトに基づく医師に従事する医師については、必ずチェックを入れてください。					

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。

- ・36協定の記載例: 2枚目(A水準)

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働		に関する協定届(特別条項)	
<p>戸の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数を定めてください。医師に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)については、6年回以内に限ります。</p> <p>1日 (任意)</p> <p>(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。ただし、②~⑤について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)</p>			
<p>1年 (1については270時間以内(時間外労働のみの時間数)、2~5については960時間以内、③~⑤については、1,860時間以内(②~⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)</p> <p>起算日 (年月日) 〇〇〇〇年4月1日</p>			
<p>1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度記入することがあつた場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。</p>			
<p>臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合</p>			
<p>医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。</p>			
<p>※医師以外で特別条項を適用する労働者の欄</p>			
<p>① (下記②~⑤以外の者)</p>			
<p>患者増加、入院患者の急増、被災者への対応等、医療、診断、処置、手術への対応の発生</p>			
<p>医師業務 20人 6時間 6時間 6回 70時間 70時間 25% 670時間 670時間 25%</p>			
<p>医師業務 8人 6時間 6時間 8回 85時間 85時間 25% 800時間 800時間 25%</p>			
<p>② A水準医療機関で勤務する医師</p>			
<p>理由は一時的または突然的に時間外労働を行わなければならない場合の限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要など」と「業務上やむを得ないとさ」など恒常的な時間労働を招くおそれがある場合は認められません。あくまで例示を載せておりますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。</p>			
<p>業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。</p>			
<p>時間(月45時間または42時間)を超えて労働させると合意の場合は、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。</p>			
<p>この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率とみなすうつ努めてください。ただし、1か月の時間外労働60時間を超える場合は、法定の割増率は50%となります。また、A水準医療機関で勤務する医師については、原則として月100時間未満であります。が、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めることとは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。</p>			
<p>③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師</p>			
<p>④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師</p>			
<p>⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師</p>			
<p>規定期間(年360時間または320時間)を超えて時間外労働をする場合の割増賃金率を定めなくてはなりません。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率とみなすうつ努めてください。ただし、1年720時間以内(時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。A水準医療機関で勤務する医師については、年60時間以内(時間外労働及び休日労働)に限ります。</p>			

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。

- ・36協定の記載例: 2枚目(B水準)

様式第9号の5 (第70条関係)

時間外労働 休日労働		に関する協定届(特別条項)	
<p>1年 (1については270時間以内(時間外労働のみの時間数)、2~5については、960時間以内、③~⑤については、1,860時間以内(②~⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)</p> <p>起算日 (年月日) 〇〇〇〇年4月1日</p>			
<p>1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年においては、協定の内容を変更して再度記入することがあつた場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。</p>			
<p>臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合</p>			
<p>医療に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。</p>			
<p>※医師以外で特別条項を適用する労働者の欄</p>			
<p>① (下記②~⑤以外の者)</p>			
<p>患者増加、入院患者の急増、被災者への対応等、医療、診断、処置、手術への対応の発生</p>			
<p>医師業務 〇〇人 6時間 6時間 6回 70時間 70時間 25% 670時間 670時間 25%</p>			
<p>医師業務 〇〇人 6時間 6時間 8回 85時間 85時間 25% 800時間 800時間 25%</p>			
<p>② A水準医療機関で勤務する医師</p>			
<p>理由は一時的または突然的に時間外労働を行わなければならない場合の限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要など」と「業務上やむを得ないとさ」など恒常的な時間労働を招くおそれがある場合は認められません。あくまで例示を載せておりますので、各医療機関の実態に合わせて記載してください。</p>			
<p>業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。B水準医療機関で対象業務に従事する医師については、月100時間未満であります。が、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることを36協定に定めることは、1か月について100時間以上の時間数を定めることも可能です。</p>			
<p>③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師</p>			
<p>④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師</p>			
<p>⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師</p>			
<p>規定期間(年360時間または320時間)を超えて時間外労働をする場合の割増賃金率を定めなくてはなりません。この場合、法定の割増率(25%)を超える割増率とみなすうつ努めてください。ただし、1年720時間以内(時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。A水準医療機関で勤務する医師については、年60時間以内(時間外労働及び休日労働)に限ります。</p>			

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。

・36協定の記載例:3枚目(A水準)

限度時間を超えた労働者に対し、裏面の記得心得1(9)①～⑤の健康確保措置ひずれの措置を講ずることを定めています。該当する箇号を記入し、下欄に具体的な内容を記載してください。

※A水準⇒チェック不要の項目があります。

労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる場合における手続

対象労働者への医師による面接指導の実施

対象労働者に1ヶ月時間の勤務間インターバルを設定

職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(医業に従事する医師は (チェックボックスに要チェック))

医業に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除きます。)に係る事項を労働確認の上、該当する箇号を記入し、下欄に具体的な内容を記載してください。該当する場合は、有効な協定とはなりません。

上記で定める時間数にかかる場合、該当する箇号を記入し、下欄に具体的な内容を記載してください。 (チェックボックスに要チェック) 1ヶ月時間の時間外労働及び休日労働の合計時間数を月100時間以上と定めている場合に、(医業に従事する医師又は連携するB水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該協定に係る業務に従事する医師又は連携するB水準医療機関から他の病院若しくは診所に派遣される医師(当該協定に係る派遣に係るもの限る。)については、1,860時間以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上にならぬまでも差し支えないと)。

③～⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行なうこと。 (チェックボックスに要チェック) A水準医療機関で勤務する医師の場合は、チェック不要です。 (チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行なうこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日 様式第9号の提出をする場合には、3枚目(労働者代表の署名・氏名)および提出方法、使用者の職名・氏名を記入してください。

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名) 山田花子 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選舉)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意にに基づく選出されたものでないことを。

〇〇〇〇年 8月 16日 使用者 職名 氏名 院長 田中太郎

○○○○ 労働基準監督署長

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

2024年4月から医療機関の36協定が変わります。

・36協定の記載例:3枚目(A水準以外)

※A水準以外⇒全ての項目のチェックが必要です。

労働時間を超えた労働者に対し、次のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めています。該当する箇号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。

労働者代表者に対する事前申し入れ

限度時間を超えて労働させる場合における手続

対象労働者への医師による面接指導の実施

対象労働者に1ヶ月時間の勤務間インターバルを設定

職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(医業に従事する医師は (チェックボックスに要チェック))

医業に従事する医師については、このチェックボックス(②の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除きます。)に係る事項を労働確認の上、該当する箇号を記入し、下欄に具体的な内容を記載してください。該当する場合は、有効な協定とはなりません。

上記で定める時間数にかかる場合、該当する箇号を記入し、下欄に具体的な内容を記載してください。 (チェックボックスに要チェック) 1ヶ月時間の時間外労働及び休日労働の合計時間数を月100時間以上と定めている場合に、(医業に従事する医師又は連携するB水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該協定に係る業務に従事する医師又は連携するB水準医療機関から他の病院若しくは診所に派遣される医師(当該協定に係る派遣に係るもの限る。)については、1,860時間以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上にならぬまでも差し支えないと)。

③～⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。

協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行なうこと。 (チェックボックスに要チェック) A水準医療機関で勤務する医師の場合は、チェック不要です。 (チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行なうこと。 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 15日 様式第9号の提出をする場合には、3枚目(労働者代表の署名・氏名)および提出方法、使用者の職名・氏名を記入してください。

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名) 山田花子 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選舉)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意に基づく選出されたものでないことを。

〇〇〇〇年 8月 15日 使用者 職名 氏名 院長 田中太郎

○○○○ 労働基準監督署長

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。

2024年4月以降の医療監視(立入調査)について



2024年4月以降、各医療機関において、医療監視(立入調査)によって以下の確認や指導等が行われる予定です。

✓ 面接指導の実施

- ・時間外・休日労働が月100時間以上となった医師(面接指導対象医師)に対して、面接指導が実施されている。

✓ 面接指導実施後の就業上の措置

- ・必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置(就業上の措置)を講じている。

✓ 休息・代償休憩の確保

- ・時間外・休日労働時間が年960時間超となることが見込まれる医師に対し、休息もしくは代償休憩が確保されている。

✓ 労働時間短縮に係る必要な措置

- ・時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じている。

ここがポイント！
医師の働き方改革

～2024年4月に向けた準備ガイド～

ご清聴ありがとうございました。

